

三木市共に生きる手話言語条例

手話は、手指や体の動き、表情などで視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と異なる言語です。ろう者は、物事を考え、他者とコミュニケーションを図るために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。しかし、ろう学校では、発声訓練や話す口形を見て話を理解する口話法を用いた教育が行われるなど、手話が禁止されていた歴史があります。

このように、ろう者は、日本語を自然に習得することが難しい状況に置かれてきました。ろう者は、音声言語だけでは自身の持つ力を十分に發揮することができません。また、ろう者は、手話を知らない多くの人のコミュニケーションが困難で、情報が得られず、不自由さを感じながら暮らしてきました。近年、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話が言語として位置付けられましたが、市民が手話と接する機会は少なく、手話や聴覚障害に対する理解が十分に深まっているとは言えません。

私たち三木市民は、手話が言語であることを認識し、この条例の制定を契機として、手話や聴覚障害に対する理解を広げ、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちづくりを進めます。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関する基本的事項を定めることにより、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちを実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 市、市民及び事業者は、ろう者が自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものとする。

2 市、市民及び事業者は、手話が言語であることを認識し、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境を構築するものとする。

3 ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有し、市、市民及び事業者と協力し、手話に対する理解の促進と手話の普及を図るものとする。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話及び聴覚障害に対する理解の促進を図るための施策
 - (2) 市民が手話により情報を取得し、意思疎通を図る機会を拡大するための施策
 - (3) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など手話による意思疎通支援者のための施策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
- 2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するための方針を策定するとともに、
　　府内体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- (市民の責務)
- 第4条 市民は、手話及び聴覚障害に対する理解を深めるとともに、市が実施
　　する前条第1項各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。
- (事業者の責務)
- 第5条 事業者は、手話を必要とする者が利用しやすいサービスを提供し、手
　　話を必要とする者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。
- (推進会議の設置)
- 第6条 市長は、第3条第1項各号に掲げる施策の実施状況について意見を聴
　　くため、三木市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
- 2 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。
 - 3 委員は、聴覚障害者、意思疎通支援者、学識経験者その他市長が適当と認
　　める者のうちから市長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
　　ただし、再任を妨げない。
 - 5 推進会議に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し、必要な事項
　　は、規則で定める。
- (委任)
- 第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成25年12月19日
条例第36号

石狩市手話に関する基本条例

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない、聞こえづらいう者が、物事を考え会話をする時に使うものとして育まれてきた。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置付けられた手話を、市民が使いやすい環境にしていくことは、市の責務であり、今こそ、その取組を進めていくことが必要である。

ここに、手話を言語として認知し、市民が手話の理解の広がりを実感できる石狩市を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民の手話への理解の促進を図ることにより、地域における手話の使いやすい環境を構築することで、手話を使用する市民が、手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(手話により意思を伝え合う権利の尊重)

第2条 市民は、手話により相互に意思を伝え合う権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進方針の策定)

第5条 市は、施策を推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針は、市が別に定める障害者に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

3 施策の推進方針においては、次の事項を定めるものとする。

- (1) 手話の普及啓発に関する事項
- (2) 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
- (3) 手話による意思疎通支援の拡充に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

4 市は、施策の推進方針を定め、又はこれを変更する時は、あらかじめ、手話を使用する市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

議案第 62 号

淡路市手話言語条例制定の件

淡路市手話言語条例を次のように定める。

平成 27 年 1 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市手話言語条例

前文

手話は、音声言語とは異なる言語であり、ろう者は、手話によって物事を考え、知識を蓄積し、コミュニケーションを図ってきました。そして、お互いの気持を理解し合い仲間の輪を広げると同時に社会参加に欠かせない言語として、大切に受け継いできました。

しかし、ろう者は、これまで手話が、言語として認められてこなかったことや、手話を使用できる環境が整えられてこなかつたため、手話及び日本語の獲得が十分でないろう者も多く、家族や学校、地域などにおいてもコミュニケーションや交流が取れず、疎外や孤立、多くの不便や不安を感じながらも、誇りと自信を持って生きてこられました。

こうした中で、障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）及び障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）において、手話が、言語として認められましたが、手話への理解や普及への取組は、いまだ十分とは言えません。

誰もが人間らしく生きる権利を有することを尊重し、手話を必要とする人たちへの理解の促進及び手話の普及に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えるため、淡路市は、手話が言語であるとの認識に立ち、全ての市民が一体となって、互いに心と心が触れ合い、通じ合う共生のまちづくりを目指し、この条例を定めます。

（目的）

第 1 条 この条例は、ろう者及びろう者に関わる手話を必要とする人たち（以下「手話を必要とする人たち」という。）への理解の促進並びに手話の普及に関し、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本理念を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が共生する地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話を必要とする人たちへの理解の促進及び手話の普及への取組は、ろう者が手話を言語としてコミュニケーションを図る権利を有し、手話を通じて全ての市民が互いに人格を尊重し合うことを基本理念として行わなければならない。
(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、ろう者の日常生活における自立及び社会参加を促進する合理的な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話を必要とする者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進方針等)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「施策の推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話を必要とする人たちへの理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話による情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 施策の推進方針は、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と整合が図られたものでなければならない。

3 市長は、施策の推進方針について、手話を必要とする人たちその他関係者の意見を聞くための協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進)

第7条 市は、学校教育の場において、基本理念に基づき、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話を必要とする人たちへの理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。